

京都市上下水道局告示第53号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成27年11月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

京都府宇治市広野町小根尾23の2

久保田工作所

代表者 久保田 昭治

2 廃止年月日

平成27年10月1日

(上下水道局水道部給水課)